

# 全員協議会会議録

- 1 日 時 令和3年3月2日(火)  
9時59分開会 11時46分閉会
- 2 場 所 議 場
- 3 出席議員 深沼達生、川上 均、山下清美、中河つる子、鈴木孝寿、佐藤幸一、  
西山輝和、口田邦男、中島里司、奥秋康子、加来良明、高橋政悦、  
議長： 桜井崇裕
- 4 事務局 事務局長：田本尚彦、次長：宇都宮 学
- 5 説明員
  - (1) 町長からの申し出事項  
町長：阿部一男、副町長：山本 司、総務課長：神谷昌彦
    - ・令和2年度予算概要について  
総務課長補佐兼財政係長：佐藤弘基
    - ・とから広域消防事務組合における重要施設等の検討状況について  
総務課参事：鈴木 聡、総務課参事：竹中直也
    - ・第2次清水町食育推進計画(案)について  
農林課長：寺岡治彦、課長補佐兼農政係長：葛西哲義
    - ・第2期清水町人口ビジョン・総合戦略(案)について  
企画課長：前田 真
  - (2) 教育委員会からの申し出事項について
    - ・第9次清水町社会教育計画 基本構想・基本計画について  
教育長：三澤吏佐子、社会教育課長：藤田哲也
- 6 議 件
  - (1) 町長からの申し出事項について
    - ・令和3年度予算概要について
    - ・とから広域消防事務組合における重要施設等の検討状況について
    - ・第2次清水町食育推進計画(案)について
    - ・第2期清水町人口ビジョン・総合戦略(案)について
  - (2) 教育委員会からの申し出事項について
    - ・第9次清水町社会教育計画 基本構想・基本計画について

- (3) 議会運営委員会からの報告事項について
  - ・ 議会報告会と町民との意見交換会について
  - ・ 議会モニターの募集について
  - ・ 3月定例会議案の審議方法について
- (4) 令和3年度議会費の予算（案）について
- (5) その他

7 会 議 録 別紙のとおり

(1) 町長からの申し出事項について

・令和3年度予算概要について

桜井議長：それでは、只今から、全員協議会を開催したいと思う。

夜中の雪で、開催ができるかどうかちょっと心配したところであったけれども、皆さんにお集まりいただいて開催することができて、本当にお礼を申し上げる。

本日は、令和3年度の予算の関係もあり、町長のほうからの申出ということで4件、教育委員会からの申出と議会運営委員会の申出を中心に、今日、全員協議会を開催したいと思うので、よろしくお願いする。

それでは、町長からの申し出事項について入っていきたいと思うが、まず、阿部町長のほうから御挨拶を頂く。

阿部町長：皆さん、おはようございます。今日の申出事項のことに入る前に、私ごとであるけれども、簡単に挨拶をさせていただきたいと思う。このたびの2月9日告示の町長選挙において、無投票当選ということで、引き続き町長としての職務を担わせていただくことになった。実際の2期目の任期については、2月28日からであるけれども、28日が日曜日だったので、昨日から2期目の町政ということで執務をさせていただいている。今後とも、皆様の御協力を得ながら、しっかりと町政運営してまいりたいと思うので、どうぞよろしくお願いをする。なお、私の公約だとか、それから考えだとか、いろいろなものについては、今後の議会冒頭の所信表明、あるいは町政執行方針の中で、しっかりと述べさせていただくので、その点についてもよろしくお願いをしたいと思う。

桜井議長：それでは、令和3年度の予算概要について、予算に関する資料が手元にあると思うが、執行側より説明をお願いします。

阿部町長：それでは、今日の全員協議会の説明ということで、まずは予算に関する説明をさせていただきたいと思う。それから、もう一つ、給食関係のことであるけれども、事前に申入れをしていたところであるけれども、予算委員会のときにしっかりと、冒頭で課長のほうから皆さんのところで説明をするというようなことで、一つは取り下げさせていただいているところである。そのようなことで、まずは予算関係の令和3年度の概要について、私のほうから簡単に説明をさせていただく。本日は、令和3年度当初予算案がまとまったので、全員協議会にて概要を説明させていただくので、よろしくお願いをしたいと思う。令和3年度の一般会計当初予算額は、老朽化によるインフラ整備事業の増加や体育館建設事業に関わる予算の計上、町内医療機関の安定した体制確保への支援、新型コロナウイルス対応の地域活性化商品券事業などにより、8,008,000千円の総予算となったところであり、令和2年度の当初予算の対比で2.8%増となったところである。公共施設やインフラ整備等の老朽化対応に大きな町政需要が生じている中、第6期清水町総合計画の初年度として、社会情勢の変化にも対応しながら、安全安心な暮らしと生活の安定を図るため、子育て、教育支援、福祉・医療施策を着実に進め、新型コロナウイルス対策を講じた経済対策や産業基盤の維持、自然豊かな環境を生かした定住促進・魅力発信についても盛り込み、予算編成を行ったところである。また、新型コロナウイルスワクチン接種をはじめとする対策については、国からの情報を基に、3月定例会における補正予算や令和3年度補正予算として、順次提案させていただくので、またこの件についても、よろしくお願いをしたいと思う。この後、総務課長、担当係長から、令和3年度当初予算案の概要説明があるが、公共施設、インフラの老朽化対応などに大きな予算を要する状況下であって、各種施策の充実を図っていくため、大変厳しい予算編成となったことから、公共施設建設等基金や財政調整基金などからの繰入れをしているが、財政健全化の保持も十分考慮して、各種施策整備の事業では地方債を活用するなどして、予算編成を進めてきたところであるので、御理解のほどよろしくお願いをする。私からの説明は以上である。

総務課長：本日は貴重なお時間を拝借し、新年度予算の予算概要について説明する機会を頂いて、大変ありがとうございます。早速、お配りしている令和3年度の予算案の概要について御説明申し上げます。

私のほうからは、お配りしたA4横の令和3年度予算に関する資料の1ページ目の総括表、それから、2ページ目の歳入歳出対比表について御説明申し上げます。3ページ以降の資料については、担当する課

長補佐より御説明するので、よろしくお願ひ申し上げます。

最初に、1ページ目を御覧頂きたいと思う。

令和3年度清水町予算案総括表として、各会計の予算額が一覧となっている。一般会計と3特別会計及び2企業会計の予算総額については、11,678,400千円で、前年度の当初予算対比では、396,240千円の増となり、率こして3.5%の増となったところである。各会計ごとの予算総額であるけれども、一般会計の予算総額は80億800万円で、前年度比219,440千円の増となり、率こして2.8%の増となったところである。また、一般会計から3特別会計と2企業会計に対する繰出金等の総額については、544,423千円となり、前年度対比で9,311千円の減となったところである。一般会計の増減要因については、2ページ目において御説明申し上げます。特別会計であるけれども、国民健康保険特別会計については、予算総額1,291,000千円で、保険給付費の減等により、前年度比23,000千円減、率こして1.8%減である。次に、後期高齢者医療保険特別会計であるけれども、予算総額196,900千円で、後期高齢者医療広域連合への納付金が増となり、前年度比15,600千円増、率こして8.6%の増となっている。介護保険特別会計については、予算総額1,148,000千円で、保険給付費の増などにより、前年度比10,300千円の増、率こして0.9%の増となっているところである。次に、水道事業会計であるが、収益的支出と資本的支出を合算し、予算総額は453,600千円で、配水管布設替え工事の増等により、前年度比42,700千円の増、率こして10.4%の増となっているところである。最後に、下水道事業会計であるが、予算総額は580,900千円で、下水道施設更新事業の増などにより、前年度比131,200千円の増、率こして29.2%の増となっている。

次に、2ページ目を御覧頂きたいと思う。一般会計予算案の歳入歳出対比表である。先ほど申し上げたとおり、一般会計の予算総額は80億800万円で、前年度比219,440千円の増であるが、主な増減要因について御説明申し上げます。対比表の左側、歳入である。1款町税については、前年度比69,800千円の減、率こして5.2%の減である。個人町民税については、新型コロナウイルスによる昨今の状況から、前年比5,000千円の減。法人町民税についても、前年度比15,000千円の減。固定資産税は、固定資産の評価替えなどにより、前年度比47,000千円の減となっているところである。2款地方譲与税から11款地方交付税については、地方規程計画で示された率こにより、それぞれ算出しているところである。なお、地方交付税は、国の出口ベースで5.1%、8,503億円の増となっているけれども、町町においては、普通交付税の算定に用いられる国勢調査人口が置き換わることなどから、2.4%増の70,000千円の増を見込んでいるところである。次に、15款国庫支出金については、土木費に係る国庫支出金が増となっているけれども、清掃センターリサイクル施設化事業及び共栄橋復旧事業の完了もあって、前年度比9,306千円の減となっているところである。次に、16款道支出金については、農林業費に係る道支出金の減により、80,760千円の減となっているところである。18款寄附金については、前年度比113,600千円の増で、いきいきふるさとづくり寄附金として、190,000千円を盛り込んでいるところである。19款繰入金については、前年度比222,840千円増の620,000千円となっているところである。内訳であるけれども、公共施設建設等基金からは、保健福祉センター屋上防水改修工事に31,000千円など、139,588千円を繰入れし、農業後継者育成基金から5,200千円、老人福祉基金から1,600千円、森林環境譲与税基金から6,612千円、いきいきふるさとづくり基金から56,000千円を繰入れし、目的基金からの繰入れ総額は209,000千円となっているところである。また、公債費償還繰越のため、減債基金からは147,000千円を繰入れし、財政調整基金からは264,000千円を繰入れして、合わせて620,000千円となっているところである。22款町債については、前年度比45,900千円の減である。清掃センターリサイクル施設化事業、共栄橋復旧事業が完了したけれども、橋梁長寿命化修繕事業をはじめとする公共施設、インフラの老朽化対応の事業や交付税総額の不足額に対応される臨時財政対策債の増もあって、821,200千円の町債発行を予定しているところである。

続いて、対比表右側の歳出である。主な増減要因について、いくつか挙げさせていただきたいと思う。2款総務費では、いきいきふるさとづくり寄附金の増に伴う関連経費、それから、総合行政システム更新に係る償還金等で、109,645千円の増となっているところである。3款民生費では、保健福祉センター屋上防水改修工事などで、66,721千円の増となっているところである。4款衛生費では、清掃センターリサイクル施設化事業完了などで、93,844千円の減となっているところである。6款農林業費では、国営事業市町村負担金繰上償還に係る償還金の減などで、282,560千円の減となっているところである。7款商工費では、新型コロナウイルス対策を盛り込んだ地域産品商品券事業などで、33,623千円の増となっているところである。8款土木費では、橋梁長寿命化修繕事業、公園遊具新設事業などで、289,031千円の増となっているところである。9款消防費では、消防ポンプ自動車更新に伴う、とかち広域消防

事務組合負担金、それから防火用水管路布設替え工事などで、60,837千円の増となっているところである。10款教育費では、教育費保護者負担軽減事業の拡充、体育館建設事業、給食配送車更新などで、97,322千円の増となっているところである。11款災害復旧費では、共栄橋復旧事業完了で、132,856千円の減となっているところである。

予算編成全体の概要については、先ほど町長の挨拶と重複する部分があるけれども、公共施設、インフラの老朽化に対応するための財政需要が増大している中で、新型コロナウイルスの影響もあり、財政状況は厳しさを増しているところであるけれども、第6期清水町総合計画の初年度として、社会情勢の変化に対応しながら、安心安全な暮らしと生活安定を図るため、子育て、教育支援、福祉・医療施策を着実に進め、新型コロナウイルス対策を講じた経済対策や産業基盤の維持、定住促進、魅力発信を盛り込み、予算編成を行ったところである。以上、私のほうから説明させていただいたけれども、引き続き3ページ目以降について、課長補佐から御説明申し上げたいと思う。

総務課長補佐兼財政係長（佐藤弘基）：私のほうからは、3ページ以降について御説明する。まず、3ページ、4ページの部分であるが、令和3年度一般会計予算案総括表については、歳出予算に係る款別予算、財源内訳、前年度比較を示す表となっている。4ページについては、一般財源の内訳と前年度の比較を表す表となっている。4ページの19番、繰入金的一般財源については、財政調整基金、減債基金のこととなっている。次に、5ページから11ページにかけては、一般会計、特別会計の主な事業一覧となっている。なお、複数年度の実施計画となる大型建設事業などについては、一覧から抜き出し、別冊の予算に関する説明資料2において掲載している。

それでは、5ページから御説明申し上げます。5ページ【暮らし・安全・まちづくり】である。3番、ホームページシステム改修事業である。スマートフォン対応、外国語対応などのホームページへ改修をする。事業費については7,417千円となっている。7番、町史資料データ等作成事業である。開町120年に向けて、資料収集及び映像記録の整備を行う。事業費については5,000千円となっている。9番、マイホーム取得奨励金事業である。こちらについては、マイホームを新築購入される方に対し、奨励金を交付するもので、令和2年度まで、子育て世帯定住促進住宅取得奨励金事業、移住者定住促進住宅取得奨励金事業、定住促進住宅所得奨励金事業に分かれていたが、統合して、事業費については20,700千円となっている。17番、総合行政システム更新事業である。こちらについては、令和2年度に北海道市町村備荒資金組合の譲渡事業を活用し更新したことから、本年度より元金償還が開始される。事業費については34,228千円である。18番、公衆無線LAN整備事業である。各種公共施設へ公衆無線LANを整備する。事業費については2,978千円である。次に、6ページ、35番、公園遊具等設置事業である。こちらについては、清水中央公園、御影公園に複合公園遊具を設置する。事業費については20,856千円である。次に、36番、町営住宅建設事業である。御影の西都賀地の建替事業実施に当たって、建設に係る実施設計及び除却工事などを行う。事業費については29,972千円である。37番、消防ポンプ自動車更新事業である。こちらについては、清水消防署において、消防ポンプ自動車を更新することから、とから広域消防事務組合へ、購入に係る経費についても負担金として支出するものである。とから広域消防事務組合負担金全体として、300,197千円となっている。

次に、【福祉・医療・健康】である。7ページになる。9番、高齢者タクシー乗車券助成事業である。要支援、要介護、介護予防・生活支援サービス事業対象者、運転免許証自主返納者の高齢者へのタクシー乗車券を交付してまいったが、新たに免許失効者についても対象として支援を行ってまいる。事業費については3,104千円である。10番、在宅介護用品購入費助成事業である。要介護4・5の方に、在宅介護者への介護用品購入助成を行ってきたが、要介護3の方についても対象として支援を行っていく。事業費については1,638千円である。16番、医療体制確保支援事業である。町内医療機関の入院病床確保支援及び医師確保対策支援を新たに行っていく。事業費については27,600千円である。

次に、【子育て・教育】である。8ページになる。10番、産後ケア事業である。こちらについては、産後も安心して子育てができるよう、助産師が自宅に訪問し、相談及び指導ができるよう体制の確保を行う。事業費については367千円である。13番、教育費保護者負担軽減事業である。修学旅行費助成及びスキー学習経費について支援を行っているが、修学旅行費について、半額助成から全額助成に拡充する。事業費については8,796千円である。

次に、【雇用・農林業・商工観光】である。9ページになる。9番、畑作総合振興事業（土壌病害虫対策分）である。こちらについては、土壌病害虫対策経費について支援を行っていく。事業費については3,517千円である。10番、畑作総合振興事業（てん菜施設機械整備対策分）である。てん菜施設機械整備について支援を行っていく。事業費については1,000千円である。11番、施圃適正化推進事業である。

こちらについては、土壌浄化費について支援を行っているが、助成率を3分の1から2分の1へ引き上げを行い、支援を行っていく。事業費については900千円である。

次に、【文化・スポーツ】である。10ページとなる。5番、図書館システム事業である。図書館のシステム更新を行う。システム更新については、図書予約や検索システムを導入する。事業費については5,995千円である。9番、体育館建設事業である。体育館建設事業実施に当たって、町民検討会議の委員報償、体育館建設基本設計委託料などを計上している。事業費については20,324千円である。

次に、【新型コロナウイルス感染症対策】である。11ページとなる。1番、新型コロナウイルス感染症対策事業である。引き続き、感染症対策を行っていくためのマスク、アルコールの購入経費、また町民周知用のチラシ折込手数料を計上している。事業費については1,705千円である。2番、中小企業近代化資金貸付事業（新型コロナ貸付け特例分）である。こちらについては、新型コロナウイルス感染症の影響による特例貸付を引き続き実施していく。事業費については10,000千円である。3番、地域活性化商品券事業（新型コロナ経済対策分）である。こちらについては、新型コロナウイルス感染症の影響により消費購買の落ち込みが大きいことから、令和3年度においても、プレミアム率をアップした商品券販売事業の支援を行っていく。事業費については59,190千円である。

次に、12ページについては、6番の一般会計繰出金等の内容となっている。13ページについては、7番、債務残高・基金残高の状況となっている。債務残高の令和3年度見込みについては、一番右のほうであるが、地方債残高、そして債務負担行為残高という形で、見込額を記載させていただいて、合計として、13,019,369千円が見込みとなっている。下段、基金の残高状況については、こちらも右側下段であるが、基金残高合計として、3,043,373千円が見込みとなっている状況である。14ページについては、地方債債務負担行為の年度別償還予定表となっている。次に、別冊でお配りしている予算の説明資料2については、先ほど御説明した事業の主な内容の中から、複数年度の実施計画となる大型建設事業などについて抜き出したものである。後ほど御覧頂ければと思う。以上、令和3年度予算案に関する説明とさせていただきます。よろしくお願ひする。

桜井議長：只今、執行側のほうから、令和3年度予算に関する説明をいただいた。この点について何か質疑があればお受けしたいと思うが、いかがか。

（なしという声あり）

桜井議長：では、質疑なしと認める。

議案発送の日であるので、後ほど予算書が配られると思うが、本日配付した、先ほど説明頂いた資料については予算審議の際には使うものである。その際にお持ち参るようお願い申し上げて、予算に関する執行側の説明については終わらせていただく。

休憩する。

【休憩 10:31（総務課課長補佐（財政係）退室、総務課参事入室）】

【再開 10:32】

## ・とちろ広域消防事務組合における重要施設等の検討状況について

桜井議長：休憩前引き続き会議を開く。

続いて、執行側の申出事項、2番目のとちろ広域消防事務組合における重要施設等の検討状況について説明を頂く。総務課参事（消防署長）。

総務課参事（消防署長）（竹中直也）：ここからは若干お時間をいただいて、とちろ広域消防事務組合における重要施設について、お手元の資料2ページをわたって、御報告をさせていただきたいと思う。十勝圏広域消防運営計画に則って、消防広域化後5年を目途に検討してきた消防力の基準などの重要施設について、市町村間の協議を進める中で方向性が決定したことから、今回、御報告をさせていただくものである。

初めに、消防力の基準について、御説明をさせていただく。資料の1枚目の左のほうになる。国が示している消防力の整備指針に基づいて、十勝における地域実情を反映した消防力の基準を策定するものである。初めに、1の署所の配置についてであるけれども、資料の下の方、点線で囲ってあるところになるのだけれども、帯広市を含む1市3町、これを1つの市街地という捉え方をし、広域化のスケールメリットを生かした効果的な配置が可能となることから、市街地では8署所を基準とするほか、準市街地及びその他の地域については、署所間の距離、それと併設する消防団、施設を勘案して、それぞれ20署所及び3所を基準とするものである。

次に、2の消防車両の配置であるけれども、消防ポンプ自動車についても、市街地、準市街地、その他の地域と区分して、消防団との連携体制を図るために、準市街地及びその他の地域については、常備車両と非常備車両を合わせた基準とするものである。次に、資料右上の特殊車両中のはしご車についてであるけれども、市街地の中高層建築物における災害に対応するために、ほぼ中心に位置する帯広消防署に、2台のはしご車を配置するものとしている。その下の化学車については、危険物施設や規模のほか、近隣署所からの補完体制を勘案して、市街地4台、準市街地2台を基準とするものである。準市街地では現在4台の化学車保有していることになっている。これについては、清水と広尾、基準外ではあるけれども、現有として登載させていただいている。清水町の化学車については、北海道バイオエタノール、これが廃止になったことから、基準から合致しなくなったので、来年度の予算に新たな消防ポンプ車を購入するよう、予算を計上しているところである。続いて、救助工作車についてであるが、管轄面積などの地域特性や救助出動件数等を勘案して、市街地4台、その他の消防署については、救助器具を積載した消防車両を配置するものである。準市街地の救助工作車の現有は1台、これは広尾消防署の車両になっている。そのほか、救急自動車については、出動の実態、それと署所間の距離を勘案して、常用車両26台、非常用車両11台を基準とするものである。以下の車両については、この場では省略をさせていただきたいと思う。

続いて、3の配置人員である。次のページをお開き頂きたいと思う。初めに、警防要員として、市街地では、消防ポンプ自動車に5名配置を基本としながら、特殊車両への乗換えをするなど、効率的な部隊運用を行うものである。また、準市街地については、清水町を含んだところが準市街地という分類になっているが、消防ポンプ自動車と大型水槽車とのペア運用による消火体制をはじめ、消防ポンプ車と救急自動車のPA連携——ポンプと救急車（アンビュランス）ということから、この頭文字を取って、PAという表現になっている。PA連携による救急活動など、現場活動要員に5名の配置を基本としながら、効率的な部隊運用を行うものである。次に、予防要員については、これまでどおり住民サービスを提供するため、各消防署に1名以上配置するほか、防火対象物や危険物施設の施設数に応じて配置するものである。続いて、総務要員については、各消防署長を総務要員とするほか、管内人口、所属職員数などに応じて配置するものである。以上、これらの要員に、消防局の職員を加えた合計735人、これを基準とするものである。総務要員の735人の横に、696.5という端数のついた数字があるけれども、これは十勝ブロックのごく短時間の業務をするだけの再任用職員、これを0.5とする換算が入っているために、端数の表示となっている。

続いて、4の消防水利の基準である。令和元年度に、総務省消防庁が実施した消防施設整備実態調査の結果に基づいて、4,166基を基準とするものである。十勝全体では84.5%、清水町においては、約92%の充足率となっている。

続いて、右上の広域化消防施設・施設整備計画についてである。これも運営計画に則って、組合における各施設及び各設備の整備計画を作成するものである。1の計画期間については、令和3年度からの10年間となっているけれども、社会情勢の変化などを踏まえて、随時見直しを検討するものである。続いて、2の消防庁舎については、防災拠点施設として適正な維持管理を努めるほか、都市構造、道路事情、人口などを考慮し、適宜必要な検討を行いながら、消防需要に対応した施設を確保するものである。更新の目安については、法定耐用年数などを参考にして50年とするものである。次に、3の消防水利についてであるけれども、消火用品の交換、専門業者による分解整備など維持管理体制の充実・強化を図るとともに、道路整備や水道管の布設替えに合わせた更新を行うなど、役場水道部局との連携を図りながら、効率的な更新整備を進めるものである。更新目安については、水道配管の耐用年数などを参考に、消火栓は40年、防火水槽は50年とするものである。次に、4の消防車両についてであるけれども、24時間あらゆる出動要請に対応するため、適正な維持管理による確実な稼働状態を確保するほか、消防庁舎の配置状況や機能の変化などを考慮しながら、効果的な更新整備を進めるものである。更新目安については、消防自動車が20年から25年、救急自動車が10年または走行距離が15万キロ、はしご自動車が17年とするものである。次に、5の消防用資機材については、近年、複雑多様化する災害現場に対応するため、最新の情報収集や研究を行うほか、災害活動に支障が生じないよう、適正な維持管理を努めながら、更新整備を進めるものである。更新目安については、消防用ホース、空気呼吸器及び高圧空気容器、それぞれ15年とするものである。以上、簡単であるけれども、重要施策の報告とさせていただく。

桜井議長：今、とから広域消防事務組合における重要施設等の検討状況について、総務課参事（消防署長）のほうから説明を頂いた。この説明に対する質疑があれば、お受けしたいと思うが、何かないか。

(なしという声あり)

桜井議長：なしと認める。  
ここで休憩する。

【休憩 10：44（総務課参事退室、農林課入室）】

【再開 10：45】

## ・第2次清水町食育推進計画（案）について

桜井議長：それでは、休憩前に引き続き会議を開く。

3番目になるけれども、第2次清水町食育推進計画（案）について、農林課長より説明をいただきたい。

農林課長（寺岡治彦）：それでは、第2次清水町食育推進計画について説明させていただく。北海道においては、第3次食育推進計画が令和元年度に策定されており、また、清水町ではこれも踏まえ、第6期総合計画との整合性を図った上で策定したところである。基本的には、第1次の清水町食育推進計画を踏襲しつつ、また、第6期総合計画の策定において構成された住民会議の第1回目のテーマ「食と農業」において食育推進計画について説明をしており、その際議論した意見も参考にさせていただいている。策定に当たっては、昨年度より素案をつくり、食育推進協議会理事会において、方向性について説明してきたところである。ただし、今年度においては、新型コロナウイルスの影響により理事会が開催できずに、書面にて御確認を頂いているところである。なお、現在のところ、2月22日からパブリックコメントをかけており、町民からの意見聴取を行っているところである。意見があった際には、再度、理事会において協議の上、決定していく。お配りしている第2次清水町食育推進計画の内容については、課長補佐から説明をさせていただくので、よろしく願います。

農林課長補佐兼農政係長（葛西哲義）：それでは、私のほうから、第2次清水町食育推進計画（案）について御説明させていただく。1ページ目、計画策定の趣旨・目的について、こちらのほうから御説明していく。国が平成17年に制定した食育基本法では、食育とは、生きる上での基本であり、知育、徳育、体育の基礎となるべきものと位置づけるとともに、様々な経験を通じて、「食」に関する知識と「食」を選択する力を習得し、健全な食生活を実践することができる人を育てることとされている。また、北海道では、平成31年度から第4次北海道食育推進計画（どさんこ食育推進プラン）を作成し、引き続き、道内の食育を総合的に推進している。これまで私たちは、家庭や学校、地域などで、食に対する在り方というもの自然と身につけていたが、社会経済情勢の変化や核家族化、ライフスタイルの多様化により、食をめぐる環境が大きく変動し、食を大切にす心の欠如、栄養バランスの偏った食事や不規則な食事の増加、肥満や生活習慣病の増加、過度の痩身志向、食の安全性の問題、食の海外への依存、伝統ある食文化の喪失など、様々な問題を引き起こしている。本町においても、全国的に食品偽装表示の問題など、食に対する信頼を揺るがす出来事が多く発生していたことから、減農薬、減化学肥料など、様々な安心安全な農畜産物生産への取り組みが行われてきたほか、地場産品の振興を図るため、地産地消の促進をするために、平成27年3月に清水町食育推進計画の第1期の計画を作成し、実践してきた。また、国内、道内において、様々な食育活動の広がりを見せる一方で、野菜や果物の摂取量が少ない道民の食生活、高齢化の進展に伴う高齢者層への食育の重要性の増大、地域の食育の担い手の減少、環境配慮した食品ロス削減への社会的関心の高まりなど、様々な課題が引き続き存在することから、食の取り組みを継続して実践していくことが必要である。このため、これら課題や食育をめぐる情勢の変化を踏まえ、食育の意義・大切さを改めて考え、引き続き、食育を総合的・計画的に推進するため、第6期清水町総合計画との整合性を図りながら、新たに第2次清水町食育推進計画（清水町地産地消推進計画）を作成する。また、食育基本法では、食育推進計画を策定するように努めなさいというような表現になっているので、現在において、管内で本町を含め11市町村で、この推進計画をそれぞれ作成しているような状況である。

また、前計画からの変更点については、11ページのほうをお開きいただきたいと思う。これは、道の第4次北海道食育推進計画に準じた形の分なのだけれども、道の計画においても、ライフステージに応じた食育という形で、各世代ごとの設定をしている。その設定の中で、こちらの分で、(エ)の壮年期の年代を追加している。主に子育て世代を対象として、年齢層的には、30歳から44歳相当を想定した世代を新たに付け加えている。あと、基本的な食育の基本目標、方針等については、前計画を引き継ぐような形となっている。

最後になのだけれども、4ページ、5ページのほうを御覧頂きたいと思う。前計画において、各個別

目標を設定しており、その目標達成状況について説明する。(1) 朝食を毎日食べている小・中学生の割合についてなのだけれども、平成26年当時と比べて、小6で81%から98.7%、中3で91.1%から95.8%と、かなり改善した状況である。特に小6については、大幅な改善と言えるのではないかと。次に(2) 男女別BMI25、いわゆる肥満の割合である。こちらのほうは、国保のデータベース上での比較という形になるのだけれども、男性において35.6%から24.3%、女性が37.7%から25.4%というような形で、こちらのほうも大きく向上しており、健康指導が成果につながった結果ではないかと。次に(3)、(4)が食塩の摂取量の平均値(g/日)の調査である。ただ、こちらのほうは、平成25年に国民健康・栄養調査が、清水町が該当して、こういう調査が実施して、食塩の摂取量が分かっているのだけれども、それ以降、食塩の摂取量についての調査が実際行われていない。国保上の方でも、食塩摂取量が分らないので、残念ながら北海道の調査結果と比較というような形で、こちらのほう載せている。その実績については、男性のほうは11.3から11.2、女性のほうは9.4から9.4と同じであるので、塩分摂取量については、前回調査時とは同じであるというような結果が出ている。次の5ページなのだけれども、(5)学校給食における地場産物(道内産)の活用状況調査、こちらのほうは給食センターの調査である、地場産物(道内産)の使用状況調査というのがあって、これにおいて比較するような形になっているが、残念ながら、この調査自体の調査項目等が大幅に変更になっていて、平成元年のその調査の結果については、野菜であるとかキノコ、そういったような対象品目のみの調査に変更されていたので、このような53%という低い数字になっている。特に薬物野菜については、どうしても道内産以外で購入するというような形になるので、低い結果になってしまった。ただ、使用量については、平成25年当時と同じような使用量の結果になっているので、約80%が地元産・町内産を使っており、特に町内産のほうを重要視して購入しているというふうなことを、給食センターからも聞いているので、そういった形では致し方ない結果になってしまったのではないかと。最後に(6)食育ファーム・ふれあいファームの登録件数、こちらのほうは、道が認定する食育ファーム・ふれあいファームの登録件数の実態である。残念ながら、食育ファームのほうは、本町においてはゼロ件、十勝管内全体でも1件の登録のみというような状況である。ふれあいファームについては、本町の前回調査では6件だったのだけれども、1件減ったのは、ふれあいファームのほうは断念したということを御本人から聞いているので、1件減らして5件となっている。十勝管内全体でも、45件登録しているような状態で、そのうち5件であるので、管内バランス的に少ないような件数ではないのだけれども、今後、こういうような形を検討なさっている方について、支援をしていきたいというような形で考えている。以上、簡単であるが、計画についての御説明とさせていただきます。

桜井議長：只今、農林課のほうから、第2次清水町食育推進計画(案)について説明をいただいた。この説明に基づいて、何か質疑があったら、お受けしたいと思う。

(なしという声あり)

桜井議長：それでは、なしと認めて、これで、この項目については終わらせていただく。  
休憩する。

【休憩 10:58(農林課退室、企画課入室)】

【再開 11:09】

## ・第2期清水町人口ビジョン・総合戦略(案)について

桜井議長：それでは、休憩前に引き続き、全員協議会を再開する。

次に、第2期清水町人口ビジョン・総合戦略(案)について説明を受ける。企画課長。

企画課長(前田 真)：私からは、第2期清水町人口ビジョン・総合戦略について、御説明申し上げます。清水町人口ビジョン・総合戦略は、人口の現状分析や将来推計等を基に、目指すべき将来展望を示すとともに、都市圏への過度な人口集中を改め、将来にわたって活力ある社会を維持する地方創生の実現に向けて、施策目標や基本的方向、具体的な施策をまとめた計画である。平成27年度を初年度とする第1期の人口ビジョン・総合戦略が、今年度で6年間の期間を終了するに当たり、これまでの進捗状況等を検証するとともに、国が策定した第2期まち・ひと・しごと総合戦略を踏まえ、令和3年度から令和7年度までの5年間を計画期間とする第2期の清水町人口ビジョン・総合戦略を策定した。地方版の総合戦略策定は、法律上では努力義務であり、必ず策定しなければならないものではないが、いわゆる地方創生の様々な交付金を受けるための地方再生計画策定の前提条件となることから、

去る1月28日に議決いただいた第6期総合計画と整合性を図り、策定しているものである。総合計画では、本町の持続的な発展のため、まちづくりの方向性を示したもので、まちづくりの最上位に位置づけられる計画であることから、総合戦略における基本的方向や具体的な施策の立案は、総合計画で定める施策の中で、人口減少問題や地方創生に対応するための雇用や移住・定住、子育てなどに関する重点的に取り組むべき施策を示したものである。

まず、人口ビジョンから御説明申し上げる。5ページから20ページまでが、人口に関する分析と推計になる。人口ビジョンでは、現状を分析し、今後目指すべき方向と人口の将来展望を示すもので、総合戦略の施策を立案する上で重要な指標となる。18ページを御覧いただきたい。こちらは総合計画の際にも御説明申し上げたが、図11に将来人口の推計結果を掲載している。推計の手法は、総合計画策定時において説明しているので省略するが、第2期人口ビジョン・総合戦略の最終年の令和7年に、総人口を9,065人、第6期清水町総合計画における最終年の令和12年に、8,779人を確保することを将来ビジョンとして掲げている。

次に、総合戦略について御説明申し上げる。総合戦略については、21ページ以降をお示ししている。23ページから基本的な考え方を記載しているが、その方針は第1期から継承し、引き続き推進していく。26ページには、第1期の総括を記載している。基本目標の多くが目標達成に至っていないが、毎年度評価検証している具体的な施策で見れば、約6割が目標達成していることを踏まえ、基本目標を含む評価指標の的確な設定が求められていることを強く認識し、第2期においては各項目で改善を図っていく。こちらにも、先日議決をいただいた総合計画の基本計画等と整合を取りながら、具体的な施策を適宜追加するものである。つくりとしては、第1期同様、大きく4分野に分かれている。27ページを御覧いただきたい。27ページからは、「まちの産業を確立し、安心して働けるようにする」という方針を掲げ、主に産業振興、雇用に関することが記載されている。32ページからは、「まちにひとの流れをつくる」という方針を掲げ、主に観光・移住に関することが記載されている。36ページからは、「若い世代の結婚・出産・子育ての希望をかなえる」という方針を掲げ、結婚・出産・子育て・教育に関することが記載されている。40ページからは、「安心して生活しやすいまちづくりとともに、広域連携を推進する」という方針を掲げ、健康、スポーツ・文化、医療・福祉、広域連携に関することが記載されている。4つの分野については、それぞれの基本目標が定められ、それに基づき施策として掲載されている47事業は、相互に補完し合い、分野を超えて効果を発揮しながら、切れ目なく推進していく。また、2月22日から3月22日までの約1月間、お手元の最終、後ろから2ページにあるように、町民意見提出制度を活用し、パブリックコメントを実施している。そこで寄せられた御意見等を踏まえ、庁内で組織する人口減少対策本部会議並びに総合計画審議会での審議を経て、4月より実施するものである。地方創生や人口減少対策には、確実に正解だと言える指標を設定することは難しいため、ある程度のリスクを背負いながら、新たなチャレンジを続けていく。また、KPIの達成だけで事業を評価することなく、どのような施策をどのように実施し、その結果がどうであったかというプロセスも含めた総合的な評価・検証を様々な視点から重ね、第2期の目標達成を目指していく。以上、第2期清水町人口ビジョン・総合戦略についての説明とさせていただきます。

桜井議長：只今、企画課のほうから、第2期清水町人口ビジョン・総合戦略（案）について説明をいただいた。この説明に対する質疑があれば、お受けしたいと思う。

（なしという声あり）

桜井議長：質疑なしと認める。

これで、企画課の第2期清水町人口ビジョン・総合戦略（案）については終わらせていただく。休憩する。

【休憩 11:16（企画課退室、教育委員会入室）】

【再開 11:17】

## （2）教育委員会からの申し出事項について

- ・第9次清水町社会教育計画 基本構想・基本計画について

桜井議長：休憩前に引き続き全員協議会を再開する。

（2）教育委員会からの申し出事項について、これから説明を受けたいと思う。第9次清水町社会教育

計画の基本構想・基本計画について、説明を受けたいと思う。社会教育課長。

社会教育課長（藤田哲也）：第9次の清水町社会教育計画についてであるが、本年2月の教育委員会において決定をしたところであり、その内容等について、議員の皆様ご説明をさせていただくところである。よろしくお願ひする。本町の社会教育計画については、社会教育情勢や町民の活動状況の変化に伴う学習ニーズや課題に対応し、社会教育活動を推進するための中期の計画として、昭和56年度に第1次の社会教育計画を策定して以来、8次にわたり計画の策定を行ってきたところである。現在は、平成28年度から令和2年度までの5か年間を期間とする第8次の計画を実施しているところであるが、計画期間の終了に伴い、今回、令和3年度から5か年間を期間とする第9次の社会教育計画を策定したところである。また、今回の策定に際しては、清水町社会教育委員、清水町スポーツ推進委員の方々に、令和2年3月から令和2年11月までの間、6回にわたって、現状と課題、推進方策などを検討・議論を頂いて、教育委員会に対し、提言を頂いたところであって、この提言を基に計画案を策定し、令和2年12月から令和3年2月までの間、パブリックコメントを行い、計画策定を進めてきた経過となっている。

それでは、計画内容についてである。計画については、基本構想と基本計画の構成となっている。お手元の計画書1ページを御覧ください。基本構想であるが、第1章では、社会教育をめぐる現状と課題として、社会教育委員やスポーツ推進委員の方々から各種事業の評価をいただく中で、指摘をされた課題、現状の分析等について、4ページまでにわたり、それぞれまとめて記載をしたところである。5ページに入って、第2章、計画の策定趣旨であるけれども、行政施策を体系的かつ計画的に推進することを趣旨とするという旨を記載しているところである。5ページの下段から6ページ上段、第3章の計画の基本的な考え方においては、計画の名称・期間を定めるとともに、計画の考え方として、社会教育委員やスポーツ推進委員の方からの提言を基軸とするということについて明記をしたところである。6ページ、後段の第4章、計画の構成では、基本計画における構成を定めているものである。以上が、基本構想となっている。

次に、基本計画についてであるが、7ページ、第1章の計画の基本では、町民憲章の精神を受け継ぐことや、総合計画と整合して社会教育を推進する旨を記載しているものである。第2章、目指すべき社会教育の姿では、生涯学習、文化芸術、スポーツの各振興において、共通する方向性として「学びによる気づきと分かち合いで地域をつなげる」、このことを目指すべき社会教育の姿として、目標設定としたところである。8ページに入って、第3章、第6期清水町総合計画との関連では、総合計画の施策の大綱と整合性をもって進めて計画策定を行っているということについて記載をしているものである。8ページの下段から9ページの第4章、施策の基本的方向についてであるけれども、社会教育の振興では、「暮らしの変化に対応し地域の一体感を高める」こと、文化芸術振興では、「文化芸術を再発見し活動の輪を広げる」こと、スポーツ振興では、「健康と夢を育むスポーツの楽しさをつなげる」こと、これをそれぞれの推進目標として設定をしているところである。10ページから14ページまでになる。第5章の、今申し上げた基本的方向ごとの施策と体系については、社会教育の振興、文化芸術振興、スポーツ振興の基本的方向をさらに細分化をし、それぞれに目標設定を行っているものである。15ページのほうに入る。15ページについては、第6期清水町総合計画と第9次清水町社会教育計画の施策を体系的に示している図となっている。以上が、基本構想と基本計画の内容となっているところであるが、各個別の具体的な事業については、今申し上げた基本構想、基本計画に基づいて、別途、例えば事業の参加者の人数等といった目標数値を設定した実施計画を作成して、それぞれの事業を進めていく。また、毎年度、社会教育委員、スポーツ推進委員の方々に事業評価を行っていただいているところであって、今後もこれを継続し、第9次社会教育計画について計画管理を進めていくところである。大変纏々とした説明とはなりましたが、第9次の社会教育の計画についての説明は以上である。議員の皆様におかれては、今後とも社会教育行政への御理解と御支援を賜るようお願いを申し上げて、私からの説明を終わらせていただく。

桜井議長：只今、教育委員会から、第9次の清水町社会教育計画、基本構想・基本計画について説明をいただいた。この説明について何か質疑あれば、お受けしたいと思う。

（なしという声あり）

桜井議長：質疑なしと認める。

これで教育委員会の申し出事項、第9次清水町社会教育計画の基本構想・基本計画についてを終わらせていただく。

これで執行側からの申し出事項について全て終わったので、ここで執行側にお退席していただく。

休憩する。

【休憩 11:26 (執行側退室)】

【再開 11:26】

### (3) 議会運営委員会からの報告事項について

#### ・議会報告会と町民との意見交換会について

桜井議長：それでは、休憩前に引き続き会議を開く。

次に、(3)になるけれども、議会運営委員会からの報告事項について3点あるので、皆さんと意見交換をしたいと思う。議会運営委員長。

中島議会運営委員長：議会運営委員会からの報告事項ということで、1点ずつ説明する。1点目の議会報告会と町民との意見交換会について、毎年5月末に、清水・御影の2会場で実施していた。昨年はコロナで中止になったけれども、議会報告会と町民との意見交換会の今年度、令和3年度の開催については、今、コロナの状況を見て、まず8月以降の状況を見て判断することとした。開催会場については、密集を避けるため、清水・御影両会場とも大集会室を使用することとし、議会報告とテーマを設定した意見交換会にしたいという協議をしている。なお、テーマの設定については、今後の情勢を見ながら、総務産業・厚生文教常任委員会において設定することとするので、両委員会で御協議をお願いしたいと思う。まず、1点目は以上である。

桜井議長：今、中島委員長のほうから説明があったとおり、議会報告会と町民との意見交換会について運営の説明があったけれども、何か質疑あれば、お受けしたいと思う。

(なしという声あり)

桜井議長：なければ、議会報告会と町民の意見交換会については、今、委員長の報告のとおり実施することと、よろしく願います。

#### ・議会モニターの募集について

桜井議長：続いて、議会モニターの募集について、お手元に清水町議会モニター設置要綱が配付されていることを確認させていただく。中島委員長の説明をお願いします。

中島議会運営委員長：2点目の議会モニターの募集について、議会モニター設置要綱を皆さんのお手元に配付済みだと思う。令和3年3月31日までの2年の任期で、議会モニターについて活動をしていただいた。新年度からは新たにということになるので、3月15日から4月30日を募集期間とし、5月中に委嘱し、説明の会議を開きたいと考えている。令和2年度は、8月28日に開催、定例会ごとに行っていた議会運営や議会だよりに関する意見・提言・要望を基に、議会運営委員会と議会モニターで意見交換し、他の議員には傍聴していただいた。そういうことで、今年度も任期がちょうど終わるので、新たに募集をかけたいという報告である。

桜井議長：只今、議会運営委員会からの清水町議会モニターの募集についての説明があった。これについて何か質疑あれば、お受けしたいと思う。

(なしという声あり)

桜井議長：特においようであるので、委員長の報告のとおり、このような形の中で進めさせていただく。

#### ・3月定例会議案の審議方法について

桜井議長：続いて、3月定例会議案の審議方法について、議会運営委員長から説明を頂く。

中島議会運営委員長：それでは、3点目の定例会議案の審議方法について、これも例年というか、同じように考えているが、予算及び関連条例については、これまで同様に予算審査特別委員会を設置し、審議することとした。会期は、3月12日から23日までの12日間を予定しているが、予算審査特別委員会は17日から19日を予定している。3月5日の一般質問通告を受け、追加議案等を確認し、次回の委員会で審議日程を決定することとしたいというふうに思っている。以上である。

桜井議長：只今、3月定例会議案の審議方法について、議会運営委員会の委員長の説明があった。このような形の中で進めることに何か質疑あれば、お受けしたいと思う。

(なしという声あり)

桜井議長：ないようであるので、このような形の中で進めさせていただく。

#### (4) 令和3年度議会費の予算(案)について

桜井議長：次に、(4) 令和3年度議会費の予算要求について、これは事務局のほうから説明をお願いする。

宇都宮次長：令和3年度一般会計予算(案)、議会費の概要についてということで、A4判1枚の資料に基づいて御説明をさせていただきたいと思う。令和3年度一般会計予算(案) 議会費の概要ということで、御覧頂きたいと思う。まず、一番上の議長・副議長・委員長・議員報酬については、30,660千円ということで、昨年度、令和2年度当初予算と同額である。続いて、議員期末手当については、11,370千円ということで、昨年よりも128千円の減となっている。人事院勧告に準じて0.05か月分の減ということで、本年度は当初では4.5月だったのだけでも、補正で4.45月というふうになっている。続いて、議員共済費について、9,630千円ということで、前年度よりも506千円の減となっている。こちらについては、給付費負担金について減額になっているので、その分の減となっている。続いて、議員の費用弁償については、当初予算額については561千円ということで、前年度よりも588千円の減となっている。こちらについては、昨年度と比較して、今回、道外行政視察と道内行政視察とアカデミーの研修ということで、令和3年度の要求はしていないので、その分で昨年よりも比較して減少となっている。続いて、議長交際費については、130千円ということで、昨年と同様の金額となっている。あと、事務事業用の消耗品ということについて、議長室に置いてある歴代議長の掲示用の額縁の分の購入ということで、4千円を計上している。続いて、研修会等食料費については、75千円ということで、こちら昨年と同額となっている。続いて、印刷製本費については、31千円ということで、こちらについては、昨年よりも27千円の増となっている。こちらについても、同じく議長室にある、歴代議長写真の印刷製本費の増ということの分の増加となっている。続いて、広告料については、11千円ということで、昨年と同額となっている。続いて、駐車場使用料は、今回はゼロ円ということで計上していないが、道内の研修視察が計上していないということで、ゼロとなっている。会議等負担金については、新得警察官友の会会費として、15千円となっている。続いて、十勝村議会議長の負担金については、451千円ということで、3千円の増となっている。十勝全体としての負担金の額は同じなのだけでも、算出の根拠で均等割と基準財政需要額の分があるのだけど、その計算上で基準財政需要額が毎年変わってくるので、その分若干その割合が上がった分で、3千円の増となっている。続いて、議員の公務災害補償等組合負担金については、90千円ということで、前年度と同額となっている。あと、議会議員人件費、議会議員経費の合計として、53,028千円となっていて、前年度と比較して1,202千円の減となっている。続いて、議会事務経費として、議会事務として、先ほど説明のあった議会モニターについて、謝礼で50千円ということになっている。あと、普通旅費については、100千円ということになっている。続いて、事務事業用消耗品については34千円、研修会等食料費が20千円、印刷製本費(議会だより等)が1,074千円となっている。備品修繕料(議場等)が20千円となっている。続いて、回線使用料については、今回この度議会中継システムということで、今現在の議会中継システムについては、平成26年度に導入している部分なのだけでも、更新時期になっているので、令和3年度から更新するような予算要求となっている。最短で9月の定例会から新しいものに更新できればいいなというふうに計画していて、そちらの部分で回線使用料として100千円ということで、外部のユーチューブを使う関係で回線使用料として、初期経費等含めて100千円というふうに計上させていただいている。あと、チラシ折込手数料が65千円、議会中継システムの保守委託料が264千円、会議録反訳業務委託料が1,056千円となっている。あと、複写機借上料が352千円となっている。続いて、議会だより編集用ソフト使用料106千円ということになっているが、こちら議会中継システムを更新に伴って、現在、議会だより作成しているパソコンについては、議会中継システムで使っているパソコンを使っている関係で、その更新に伴って編集用ソフトを入れ直す関係で、ソフト使用料ということで106千円となっている。最後に、議会中継システムの更新として8,525,330円ということで、その更新経費としてとなっている。現在カメラはアナログになっているけど、デジタルになるとか、ユーチューブを使用するというふうになっている。そして、議会事務経費の合計として、11,767千円となっていて、比較増減としては、8,602千円の増となっている。それから、職員人件費については、28,263千円となっている。議会費の合計としては、93,058千円となっていて、前年度と比較して、6,332千円となっている。

最後に、一番下のほうなのだけでも、議会議務局所管の経費として、13款の諸支出金、行政費の部分で図書経費として1,510千円を予算計上している。以上、令和3年度の一般会計予算の議会費の概要についての説明とさせていただきますと思う。

桜井議長：只今、事務局のほうから、令和3年度議会費の予算要求について説明があった。議会費に関しては、予算審査特別委員会で説明員がないため、質疑ができないわけであるので、特に質疑があれば、この場でお受けしたいと思うが、何かないか。

(なしという声あり)

桜井議長：それでは、なしということで、令和3年度議会費の予算要求についてを終わらせていただく。

## (5) その他

桜井議長：最後に、5番目、その他ということで、今後の第2回清水町議会定例会の予定等、今後のスケジュールについて、局長のほうから説明がある。

田本局長：お手元のほうに、令和3年第2回清水町議会定例会予定ということで、日付の入った表をお配りしている。先ほど、議会運営委員長からも御説明があったけども、3月の定例会の予定についての一覧とさせていただきます。本日、全員協議会で、先ほど議案のほうを発送代えて配付をさせていただきます。そちらに基づいて、3月5日(金)には、一般質問の通告を受けることになっている。通告期限については、3月5日の正午ということになっているけども、早めに通告内容がまとまっている方については、それ以前に事務局のほうに情報提供頂けると非常に助かるので、手書きの場合はファクス、データの場合は電子メール等で、事務局へ送っていただければというふうに思う。当日の資料作成等のスムーズな進行のために御協力頂ければというふうに思う。10日には、この議会の実施について、一般質問の質問項目等を住民の方にお知らせするチラシの折り込みを配布予定である。そして、12日が3月定例会の開会日となり、御覧の項目等が現在予定されているところである。13日、14日は休会として、15日再開して、諸般の報告、一般質問等、予定をしている。中学校の卒業式という日程を入れてあるけども、来賓等の参集がない卒業式となるので、議会の審議には支障がなく行えるものというふうに考えている。16日、一般質問の2日目、この日に請願等の採択があれば、意見書等の案の説明ということで、全員協議会を予定したいと考えている。また、職員給与等調査特別委員会については、先だっの委員会において、定例会の中で中間報告を出す方向が示されている。その内容の確認の特別委員会を、全員協議会後に予定をしているところである。3月17日から19日までについては、予算審査特別委員会、この部分については、前回の令和2年度予算の際の予算審議の際して、非公式という形であるけども、審査に必要な資料については、議会議務局を通じて、関係各課から調査をした経過がある。今回の議会においても、新型コロナウイルス感染等の中での対応ということで、スムーズな審査を行う上で、昨年同様の取り組みを行うほうが望ましいのではないかとということで、先日の議会運営委員会にも若干御説明を差し上げたけども、事務局を通じて、関係各課に資料提出の協力を求めていきたいというふうに考えているところである。予算のどの項目の、こういった内容を確認するための何の資料かということ、こちらのほうに御提示をいただいて、その内容を伝え、質疑に必要な資料の調査をしまいたいと思う。3月12日初日の、開会日初日の午前中までに申出をいただければと思う。3月17日の特別委員会初日の審査に間に合うように準備をしまいたいと思うので、御協力よろしくお願ひする。日程のほうに戻るけども、3月20日、21日については、土・日休会となっている。3月22日(月)は、予算審査特別委員会の予備日として、3月23日は最終日ということで全体の予定を組んでいるので、よろしくお願ひする。以上である。

桜井議長：今後のスケジュールということで説明を受けたが、特に何か質疑あればお受けしたいと思う。

(なしという声あり)

桜井議長：なければ、このような形の中で進めさせていただきます。

以上で、全員協議会に予定された議事は全て終わったので、何か皆様のほうからあれば

(なしという声あり)

桜井議長：それでは、全員協議会をこれで終わらせていただく。御苦労さまだった。

【閉会 11:46】